

# 青色申告を始めましょう！

- 青色申告を行っている農業者は、収入保険に加入することができます。
- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、**個人の場合、3月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。**

この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は翌年2～3月)。

## <青色申告承認申請書の様式>

税務署受付印

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地  住所地・ 居所地・ 事業所等 (該当するものを選択してください。)

(〒 - - ) (TEL - - )

納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。

上記以外の住所・事業所等 (〒 - - ) (TEL - - )

フリガナ 生年月日  大正 年 月 日生  昭和  平成

氏名 (印) フリガナ

職業 屋号

平成\_\_年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

名称 所在地

2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)

事業所得 ・  不動産所得 ・  山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)  有 (  取消し・ 取りやめ ) 年 月 日 (2)  無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無

(1)  有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2)  無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)

複式簿記・ 簡易簿記・ その他 ( )

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)

現金出納帳・ 売掛帳・ 買掛帳・ 経費帳・ 固定資産台帳・ 預金出納帳・ 手形記入帳  
 債権債務記入帳・ 総勘定元帳・ 仕訳帳・ 入金伝票・ 出金伝票・ 振替伝票・ 現金式簡易帳簿・ その他

(3) その他

関与税理士 (TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C		
	01						
	通信日付印の年月日	確認印					
	年 月 日						

## 青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備する必要があります。

## 青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

**損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。**

また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。**

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



# 収入保険制度の概要

- ・収入保険は、平成31年1月からスタートします。

## <収入保険の具体的な仕組み>

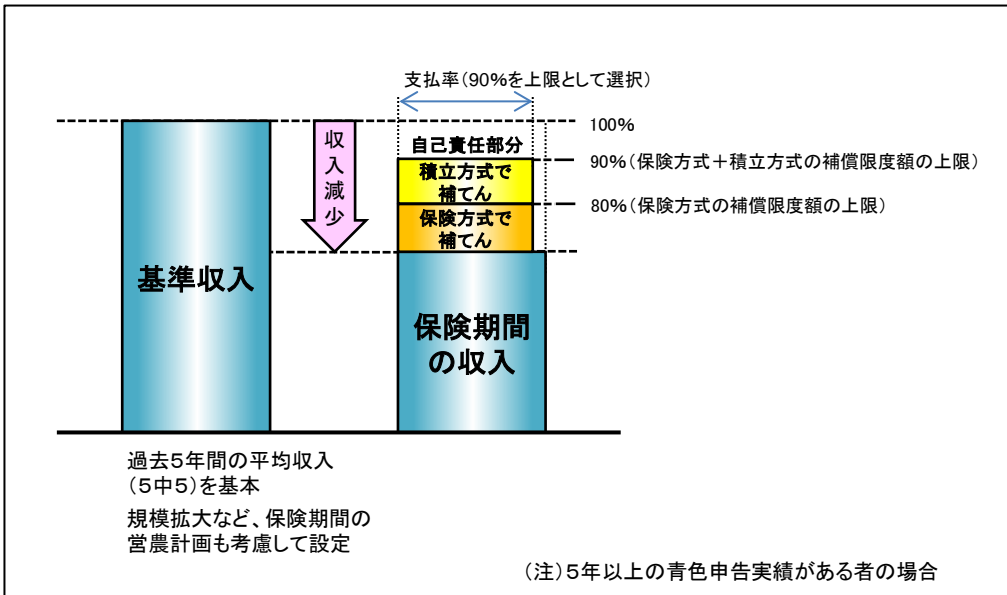
収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。  
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。  
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。  
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。  
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。  
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）  
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。  
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## <収入保険の補てん方式>



## 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

補てん金額

<加入1年目>

・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円
・ 積立金 {掛捨てではない}	22.5万円
・ 事務費	2.2万円
合計	32.5万円

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。